

都市計画提案の判断に係る見解書

令和7年7月2日

京都府知事
西脇 隆俊 様

向日市長 安 田 守



令和7年6月6日に提案された都市計画提案に係る市の判断及び見解について、向日市まちづくり条例第24条第5項の規定により、下記のとおり通知します。

記

都市計画の種類	京都都市計画 地区計画(向日町競輪場地区)
位 置	向日市寺戸町西ノ段・天狗塚の各一部
面 積	約5.7ha
提 案 の 概 要	本地区において、「この地区を市民に親しまれた文化・スポーツ・レクリエーション活動の場として有効利用を図るとともに、周辺の居住環境との調和を図る」ことを目標として、都市計画変更素案の提案を行うものである。 西側・南側の市道拡幅や広場(緑地・遊歩道を含む)を再設定することにより、住宅地とのバッファエリア(緩衝帯)の拡充や防音効果のある施設配置など、居住環境との調和を図る開放的でオープンな空間を創出する。 また、アリーナ整備と合わせて、外周のコンクリート擁壁高を可能な限り低くし、トタン塀を撤去することで周辺の居住環境との調和を促進する。
市 の 判 断	本提案について、下記の見解により、都市計画の変更が必要と判断する。
判 断 に 係 る 市 の 見 解	本提案は、競輪場施設(向日町競輪場)の集約化を図り、オープンスペースや緑地、屋内スポーツ施設等を適切に配置することにより、地域住民をはじめとした府民の憩いの場の創出と周辺の居住環境との調和を企図したものであり、第3次向日市都市計画マスタープランに位置付けられた「娯楽・レクリエーション地区の土地利用方針(周辺環境に配慮しながら多面的な施設の活用)」に即している。 さらに、西側・南側の市道拡幅や広場(緑地・遊歩道を含む)を再設定することにより、住宅地とのバッファエリア(緩衝帯)の拡充や防音効果のある施設配置など、居住環境との調和を図る開放的でオープンな空間を創出するものである。また、広場(緑地・遊歩道を含む)について、南側住宅の環境を確保する適正な配置であるとともに、変更前から面積が増加しており、区域内及び周辺住民等の利益も考慮した計画となっている。 加えて、区域の設定、住民等に対する説明会や意見聴取、周辺環境等への配慮など適切である。

(備考) この見解書は、向日市まちづくり条例第24条第5項の規定により 令和7年7月2日に公表しました。